

平成十四年法律第七百八十八号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律

目次	第一章 総則（第一条～第四条）
第二章 マンション建替事業	第二節 施行者
第一款 マンション建替事業の施行（第五条）	第二款 マンション建替組合（第六条～第八条）
第二款 第一目 通則（第六条～第八条）	第三款 第二目 設立等（第九条～第十五条）
第三款 第三目 管理（第十六条～第三十七条）	第四款 第四目 解散（第三十八条～第四十三条）
第五款 第五目 税法上の特例（第四十四条）	第六款 第六目 権利変換手続等（第四十五条～第五十条）
第七款 第七目 権利交換手続（第五十五条～第五十九条）	第八款 第八目 権利変換計画（第五十七条～第六十七条）
第九款 第九目 権利の変換（第六十八条～第七十一条）	第十款 第十目 手続の開始（第五十五条～第五十九条）
第十款 第十一目 工事完了等に伴う措置（第七十二条～第七十九条）	第十二款 第十二目 施行マンション等の明渡し（第七十条～第八十九条）
第十一款 第十三目 借家権者等の居住の安定の確保に関する施行者等の責務（第七十一条～第七十九条）	第十三款 第十四目 敷地分割事業（第七十条～第七十九条）
第十二款 第十五目 雜則（第九十一条～第九十六条）	第十四款 第十六目 敷地分割組合（第七十条～第七十九条）
第十三款 第十七目 特別の措置（第七十一条～第一百一条）	第十五款 第十八目 設立等（第七十六条～第七十九条）
第十四款 第十九目 除却の必要性に係る認定等（第一百一十二条～第一百五十二条）	第十六款 第二十目 管理（第七十四条～第七十八条）
第十五款 第二十一目 除却する必要のあるマンションに係る特別の措置（第一百一十二条～第一百五十二条）	第十七款 第二十二目 解散（第七十六条～第七十九条）
第十六款 第二十三目 第一節 マンション敷地売却決議等（第一百六十二条～第一百八十二条）	第十八款 第二十四目 第二節 敷地権利交換手続（第七十七条～第七十九条）
第十七款 第二十五目 第三節 買受人（第一百九十二条～第一百四十四条）	第十九款 第二十六目 第一目 手続の開始（第七十八条～第七十九条）
第十八款 第二十七目 第四節 区分所有者等の居住の安定の確保に関する国及び地方公共団体の責務（第一百五十五条）	第二十款 第二十七目 第二目 敷地権利交換計画（第七十九条～第一百九十八条）

第五節 敷地分割決議等（第一百十五条の二～第一百五十五条の四）
第六章 雜則（第二百七十七条～第二百二十二条）
第七章 帰則（第二百二十三条～第二百三十二条）
第八章 第一節 敷地分割（第二百二十三条～第二百二十四条）
第九章 第二節 分配金取得手続等（第二百二十四条～第二百四十五条）
第十章 第三節 分配金取得手続（第二百四十五条～第二百四十六条）
第十一章 第四節 分配金取得手續開始の登記（第二百四十六条～第二百四十七条）
第十二章 第五節 分配金取得計画（第二百四十七条～第二百四十八条）
第十三章 第六節 分配金の取得等（第二百四十七条～第二百四十九条）
第十四章 第七節 売却マンション等の明渡し（第二百四十九条～第二百五十一条）
第十五章 第八節 敷地分割事業の監督等（第二百五十一条～第二百五十三条）
第十六章 第九節 敷地分割組合（第二百五十三条～第二百五十五条）
第十七章 第十节 敷地分割事業（第二百五十五条～第二百五十七条）
第十八章 第十一节 敷地分割（第二百五十七条～第二百五十九条）
第十九章 第十二节 敷地内建物（第二百五十九条～第二百六十一条）
第二十章 第十三节 団地内建物（第二百六十一条～第二百六十三条）

第三節 敷地分割事業の監督等（第二百六十三条～第二百六十五条）
第四節 第一章 総則（第二百六十五条～第二百六十六条）
第五節 第二章 雜則（第二百六十七条～第二百七十二条）
第六節 第三章 第一節 敷地分割（第二百七十三条～第二百七十四条）
第七節 第二節 分割実施敷地（第二百七十四条～第二百七十五条）
第八節 第三節 共用部分（第二百七十五条～第二百七十六条）
第九節 第四節 団地内建物（第二百七十六条～第二百七十七条）
第十節 第五節 敷地内建物（第二百七十七条～第二百七十九条）
第十一節 第六節 建物の区分所有（第二百七十九条～第二百八十三条）
第十二節 第七節 敷地内建物の利用（第二百八十三条～第二百八十五条）
第十三節 第八節 敷地内建物の賃借（第二百八十五条～第二百八十七条）
第十四節 第九節 借家権（第二百八十七条～第二百八十九条）
第十五節 第十節 借地権（第二百八十九条～第二百九十二条）
第十六節 第十一節 借地権（第二百九十二条～第二百九十五条）
第十七節 第十二節 借地権（第二百九十五条～第二百九十七条）
第十八節 第十三節 借地権（第二百九十七条～第二百九十九条）
第十九節 第十四節 借地権（第二百九十九条～第二百一十二条）
第二十節 第十五節 借地権（第二百一十二条～第二百一十五条）
第二十一節 第十六節 借地権（第二百一十五条～第二百一十八条）
第二十二節 第十七節 借地権（第二百一十八条～第二百二十二条）
第二十三節 第十八節 借地権（第二百二十二条～第二百二十五条）
第二十四節 第十九節 借地権（第二百二十五条～第二百二十八条）
第二十五節 第二十節 借地権（第二百二十八条～第二百三十一条）
第二十六節 第二十一節 借地権（第二百三十一条～第二百三十四条）

第一条 この法律は、マンション建替事業、除却する必要のあるマンションに係る特別の措置、マンション敷地売却事業及び敷地分割事業について定めることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保並びに地震によるマンションの倒壊、老朽化したマンションの損壊その他の被害からの国民の生命、身体及び財産の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
(定義等) この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第二条 この法律において、次の各号が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。

一 マンション 二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。

二 マンションの建替え 現に存する一又は二以上のマンションを除却するとともに、当該マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）にマンションを新たに建築することをいう。

三 再建マンション マンションの建替えにより新たに建築されたマンションをいう。

四 マンション建替事業 この法律（第三章を除く。）で定めるところに従つて行われるマンションの建替えに関する事業及びこれに附帯する事業をいう。

五 施行者 マンション建替事業を実行する者をいう。

六 施行マンション マンション建替事業を施行する現に存するマンションをいう。

七 施行再建マンション マンション建替事業の施行により建築された再建マンションをいう。

八 マンション敷地売却 現に存するマンション及びその敷地（マンションの敷地利用権が借地権であるときは、その借地権）を売却することをいう。

九 マンション敷地売却事業 この法律で定めるところに従つて行われるマンション敷地売却に関する事業をいう。

十 売却マンション マンションをいい、そのを実施する現に存するマンションをいう。

十一 敷地分割 団地内建物（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第六十九条第一項に規定する団地内建物をいい、その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下同じ。）の団地建物所有者（区分所有法第六十五条に規定する団地建物所有者をいう。以下同じ。）の共有に属する当該団地内建物の敷地又はその借地権を分割することをいう。

十二 敷地分割事業 この法律で定めるところに従つて行われる敷地分割に関する事業をいう。

十三 分割実施敷地 敷地分割事業を実施する団地内建物の敷地をいう。

十四 区分所有権 区分所有法第二条第一項に規定する区分所有権をいう。

十五 区分所有者 区分所有法第二条第二項に規定する区分所有者をいう。

十六 専有部分 区分所有法第二条第三項に規定する専有部分をいう。

十七 共用部分 区分所有法第二条第四項に規定する共用部分をいう。

十八 マンションの敷地 マンションが所在する土地及び区分所有法第五条第一項の規定によりマンションの敷地とされた土地をいう。

十九 敷地利用権 区分所有法第二条第六項に規定する敷地利用権をいう。

二十 借地権 建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。ただし、臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。

二十一 借家権 建物の賃借権（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下同じ。）及び配偶者居住権をいう。

二十二 借地権 建物の賃借権（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下同じ。）及び配偶者居住権をいう。

二十三 借地権 建物の賃借権（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下同じ。）及び配偶者居住権をいう。

二十四 区分所有法第七十条第一項に規定する一括建替決議（以下単に「一括建替決議」といふ。）の内容により、団地内建物の全部を除却するとともに、同項に規定する再建団地内敷地に同条第三項第一号に規定する再建団地内敷地（その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下この項において「再建団地内建物」

（国及び地方公共団体の責務）
 第三条 国及び地方公共団体は、マンションの建替え又は除却する必要のあるマンションに係る「マンション敷地売却若しくは敷地分割（以下「マンションの建替え等」という。）の円滑化を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（基本方針）
 第四条 土地交通大臣は、マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 一 マンションの建替え等の円滑化を図るために講すべき施策の基本的な方向
 二 マンションの建替え等に向けた区分所有者等の合意形成の促進に関する事項
 三 マンション建替事業その他のマンションの建替えに関する事業の円滑な実施に関する事項
 四 再建マンションにおける良好な居住環境の確保に関する事項
 五 マンションの建替えが行われる場合における従前のマンションに居住していた借家権者（借家権を有する者をいう。以下同じ。）及び転出区分所有者（従前のマンションの区分所有者で再建マンションの区分所有者とならないものをいう。以下同じ。）の居住の安定の確保に関する事項
 六 除却する必要のあるマンションに係る特別の措置に関する事項
 七 マンション敷地売却事業その他の除却する必要のあるマンションに係るマンション敷地売却の円滑な実施に関する事項
 八 売却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に関する事項
 九 敷地分割事業その他の除却する必要のある団地内のマンションに係る敷地分割の円滑な実施に関する事項
 十 その他マンションの建替え等の円滑化に関する重要な事項

3 基本方針は、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十五条第一項に規定する全国計画及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第二百四十九号）第三条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

（第二章 マンション建替事業）
 第一節 施行者
 第一款 マンション建替事業の施行
 4 土地交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（第三章 マンション建替組合）
 第一目 通則
 第二款 マンション建替組合
 4 マンション建替組合（以下この章において「組合」という。）は、マンション建替事業を施行することができる。
 2 マンションの区分所有者又はその同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該マンションについてマンション建替事業を施行することができる。

（法人格）
 第六条 組合は、法人とする。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十一条の規定は、組合について準用する。（定款）

（第七条）組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 1 組合の名称
 2 施行マンションの名称及びその所在地
 3 マンション建替事業の範囲
 4 事務所の所在地
 5 参加組員に関する事項
 6 事業に要する経費の分担に関する事項
 7 役員の定数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項
 8 総会に関する事項
 9 総代会を設けるときは、総代及び総代会に

4 第一項の規定による認可を申請しようとする組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 1 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十一条の規定は、組合について準用する。（定款）

（第九条）区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十七条第四項において準用する区分所有法第六十六条の規定により一括建替え合意者の四分の三以上の同意（同意した者の区分所有権又は敷地利用権を有する者であつてその後に当該一括建替え合意の内容により当該マンションの建替えを行ふ旨の同意をしたるもの）を得なければならぬ。
 2 一括建替え合意者は、組合の設立について、一括建替え合意者の四分の三以上の同意（同意した者の区分所有法第六十九条第二項の議決権の合計が、一括建替え合意者の同項の議決権の合計の四分の三以上となる場合に限る。）及び一括建替え決議マンション群（一括建替え合意に係る団地内の二以上のマンションをいう。以下同じ。）を構成する各マンションごとのその区分所有権を有する一括建替え合意者の三分の二以上の同意（各マンションごとに、同意した者の区分所有法第三十八条の議決権の合計が、それぞれその区分所有権を有する一括建替え合意者の同条の議決権の合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得なければならない。

5 前各項の場合において、マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を一人の建替え合意者又は一括建替え合意者（以下「建替え合意者等」という。）とみなす。
 第九条 区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十二条第一項に規定する建替え決議（以下単に「建替え決議」という。）の内容によればならない。
 第二章 マンション建替事業
 第一節 施行者
 第一款 マンション建替事業の施行
 4 土地交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（第二章 マンション建替組合）
 第一节 施行者
 第一款 マンション建替組合
 4 マンション建替組合（以下この章において「組合」という。）は、マンション建替事業を施行することができる。
 2 マンションの区分所有者又はその同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該マンションについてマンション建替事業を施行することができる。

（法人格）
 第六条 組合は、法人とする。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十一条の規定は、組合について準用する。（定款）

（第七条）組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 1 組合の名称
 2 施行マンションの名称及びその所在地
 3 マンション建替事業の範囲
 4 事務所の所在地
 5 参加組員に関する事項
 6 事業に要する経費の分担に関する事項
 7 役員の定数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項
 8 総会に関する事項
 9 総代会を設けるときは、総代及び総代会に

4 第一項の規定による認可を申請しようとする組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 1 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十一条の規定は、組合について準用する。（定款）

（第十一条）区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十七条第四項において準用する区分所有法第六十六条の規定により一括建替え合意者の四分の三以上の同意（同意した者の区分所有権又は敷地利用権を有する者であつてその後に当該一括建替え合意の内容により当該マンションの建替えを行ふ旨の同意をしたるもの）を得なければならぬ。
 2 一括建替え合意者は、組合の設立について、一括建替え合意者の四分の三以上の同意（同意した者の区分所有法第六十九条第二項の議決権の合計が、一括建替え合意者の同項の議決権の合計の四分の三以上となる場合に限る。）及び一括建替え決議マンション群（一括建替え合意に係る団地内の二以上のマンションをいう。以下同じ。）を構成する各マンションごとのその区分所有権を有する一括建替え合意者の三分の二以上の同意（各マンションごとに、同意した者の区分所有法第三十八条の議決権の合計が、それぞれその区分所有権を有する一括建替え合意者の同条の議決権の合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得なければならない。

（第十二条）区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十二条第一項に規定する建替え決議（以下「建替え決議」という。）の内容によればならない。

（第二章 マンション建替組合）
 第一节 施行者
 第一款 マンション建替組合
 4 土地交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

を有する者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事等に意見書を提出することができる。

4 都道府県知事等は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるとときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

5 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第十八号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第二十八条中「審理員」とあるのは「都道府県知事等（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）と、同法第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条规定で、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と読み替えるものとする。

6 第九条第一項の規定による認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事等に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。（認可の基準）

7 第十二条 都道府県知事等は、第九条第一項の規定による認可があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

8 申請手続が法令に違反するものでないこと。

9 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事等の命令を含む。）に違反するものでないこと。

10 施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと、又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができる確実であること。

四 施行マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。

五 施行マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況にかんがみ、その建替えを行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。

六 施行再建マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数以上であること。

七 施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

八 事業施行期間が適切なものであること。

九 当該マンション建替え事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するためには必要なその他の能力が十分であること。

十 その他基本方針に照らして適切なものであること。（組合の成立）

第十三条 組合は、第九条第一項の規定による認可により成立する。（認可の公告等）

第十四条 都道府県知事等は、第九条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、施行マニションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの敷地の区域、事業施行期間その他の国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域その他の国土交通省令で定める事項を表示する図書を送付しなければならない。

11 組合は、前項の公告があるまでは、組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、組合員の承継人（組合を除く。）を含む。）は、すべて組合の組合員とする。

12 マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなす。（参加組合員）

第十五条 組合は、前条第一項の規定による認可を受けた者は、第

13 条の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。（区分所有権及び敷地利用権の売渡し請求）

14 条の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

15 条の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

16 条の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

17 条の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

18 条の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

19 条の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

三条第五項（区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。）に規定する建替えに参加しない旨を回答した区分所有者（その承継人を含み、その後に建替え合意者等となつたものを除く。）に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。建替え決議等があつた後に当該区分所有者から敷地利用権のみを取得した者（その承継人を含み、その後に建替え合意者等となつたものを除く。）の敷地利用権についても、同様に成等を勘案して国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

20 前項の規定による請求は、建替え決議等の日から一年以内にしなければならない。ただし、この期間内に請求することができなかつたこと

に正当な理由があるときは、この限りでない。

21 区分所有法第六十三条第六項から第八項まで（区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第七項中「第五項」とあるのは、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の規定による請求があつた場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第六項から第八項まで（区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

22 前項の規定による請求は、建替え決議等の日から一年以内にしなければならない。ただし、この期間内に請求することができなかつたこと

に正当な理由があるときは、この限りでない。

23 区分所有法第六十三条第七項中「第五項」とあるのは、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の規定による請求があつた場合について準用する。この場合において、区分所有法第六十三条第七項中「第五項」とあるのは、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の規定による請求があつた場合について準用する。

24 第三項 第三日 管理

第十六条 施行マンションの建替え合意者等（その承継人（組合を除く。）を含む。）は、すべて組合の組合員とする。

25 マンションの一の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなす。（組合員）

第十七条 前条に規定する者のほか、組合が施行するマンション建替え事業に参加することを希望し、かつ、それに必要な資力及び信用を有する者であつて、定款で定められたものは、参加組合員として、組合の組合員となる。

26 市町村長は、第三十八条第六項又は第八十一条の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

27 その他の第三者に対抗することができない。

28 その他の第三者に対抗することができない。

29 その他の第三者に対抗することができない。

30 その他の第三者に対抗することができない。

31 その他の第三者に対抗することができない。

32 その他の第三者に対抗することができない。

組合員名簿の記載事項の変更を知つたときは、遅滞なく、組合員名簿に必要な変更を加えなければならない。

33 組合員は、組合員名簿の記載事項に変更を生じたときは、その旨を組合に通知しなければならない。

34 組合員の権利義務の移転

第十九条 施行マンションについて組合員の有する区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部を承継した組合員があるときは、従前の組合員がその区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部について組合に對して有していた権利義務は、その承継した組合員に移転する。

第二十条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置き、理事の互選によりこれを定める。（役員の資格、選挙及び選任）

29 第二十一条 理事及び監事は、組合員（法人については、その役員）のうちから総会で選挙する。ただし、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから総会で選任することができる。

30 第二十二条 理事及び監事の任期は、三年以内とし、補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

31 第二十三条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。

32 第二十四条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。

33 第二十五条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。

34 第二十六条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。

35 第二十七条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。

36 第二十八条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。

37 第二十九条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。

38 第三十条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。

39 第三十一条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。

40 第三十二条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。

41 第三十三条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。

42 第三十四条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。

43 第三十五条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。

44 第三十六条 組合員は、総組合員の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、組合に対し、理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。

3 理事又は監事は、前項の規定による投票において過半数の同意があったときは、その地位を失う。	4 前二項に定めるもののほか、理事及び監事の解任の請求及び第二項の規定による投票に関する必要な事項は、政令で定める。
（役員の職務）	
第二十四条 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。	理事は、定款の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
3 監事の職務は、次のとおりとする。	1 組合の財産の状況を監査すること。
一 組合の財産の状況を監査すること。	2 理事長及び理事の業務の執行の状況を監査すること。
二 理事長及び理事の業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事等に報告すること。	3 前号の報告をするため必要があるときは、組合を招集すること。
三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事等に報告すること。	4 定款に特別の定めがある場合を除くほか、組合の業務は、理事の過半数で決する。
四 組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。	5 組合と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事の意見書によつては認識することができる。この場合においては、理事長は、事業年度ごとに事業報告書、収支決算書及び財産目録を作成し、監事の意見書を添えて、これを通常総会に提出し、その承認を求めるなければならない。
五 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。	6 理事長は、理事又は組合の職員と兼ねてはならない。
六 監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならない。（理事長の代表権の制限）	7 前項の監事の意見書によつては、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして国土交通省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。
八 監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならない。（理事長の代表権の制限）	

3 組合は、前項の公告があるまでは、理事長の代表権をもつて組合員以外の第三者に対抗することができる。	2 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、理事長の氏名及び住所を公告しなければならない。
（理事会の組織）	
第二十六条 組合の総会は、総組合員で組織する。（総会の決議事項）	3 組合は、前項の公告があるまでは、理事長の代表権をもつて組合員以外の第三者に対抗することができる。
二 事業計画の変更	2 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、理事長の氏名及び住所を公告しなければならない。
三 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法	1 定款の変更
四 経費の收支予算	2 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、理事長の氏名及び住所を公告しなければならない。
五 予算をもつて定めるものを除くほか、組合の負担となるべき契約	3 組合は、前項の公告があるまでは、理事長の代表権をもつて組合員以外の第三者に対抗することができる。
六 賦課金の額及び賦課徴収の方法	4 第二十七条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
七 権利交換計画及びその変更	（総会の決議事項）
八 第九十四条第一項又は第三項の管理規約	1 定款の変更
九 組合の解散	2 事業計画の変更
十 その他定款で定める事項	3 借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法
（総会の招集）	4 経費の收支予算

1 第二十八条 理事長は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。	5 総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあっては、二十人以上であることをもって足りる。
2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも、臨時総会を招集することができる。	2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の選挙は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあっては、二十人以上であることをもって足りる。
3 組合員が組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を組合に提出して総会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあった日から起算して二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。	3 総代会が総代に代わって行う権限は、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。
4 第二十九条 総会は、組合員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	4 第二十九条 総代は、定款で定めるところによつて、次条の規定による議決ができない。ただし、次条の規定による議決については、この限りでない。
5 総代会が設けられた組合においては、理事長は、第二十八条第一項の規定にかかるわらず、通常総会を招集することを要しない。	5 総代会が設けられた組合においては、理事長は、第二十九条第一項の規定にかかるわらず、通常総会を招集することを要しない。

6 第三十条 第二十七条第一号及び第二号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項並びに同条第八号及び第九号に掲げる事項は、組合員の議決権及び持分割合（組合の専有部分が存しないものとして算定した施行マンションについての	6 第二十九条 総代は、定款で定めるところによつて、次条の規定による議決ができない。ただし、次条の規定による議決については、この限りでない。
7 第三十一条 組合員及び総代は、定款に特別の規定がない場合においては、各一個の議決権及び選舉権を有する。	7 第二十九条 総代は、定款で定めるところによつて、次条の規定による議決ができない。ただし、次条の規定による議決については、この限りでない。
8 第三十二条 総代は、定款で定めるところによつて、次条の規定による議決ができない。ただし、次条の規定による議決については、この限りでない。	8 第二十九条 総代は、定款で定めるところによつて、次条の規定による議決ができない。ただし、次条の規定による議決については、この限りでない。
9 第三十三条 組合員及び総代は、定款に特別の規定がない場合においては、各一個の議決権及び選舉権を有する。	9 第二十九条 総代は、定款で定めるところによつて、次条の規定による議決ができない。ただし、次条の規定による議決については、この限りでない。

組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権行使することができる。組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権行使することができる。

組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

第二項又は第三項の規定により議決権及び選挙権行使する者は、第二十九条第一項（第三十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定について、出席者とみなす。

代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとのみなす。

（定款又は事業計画の変更）

組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

第九条第二項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとするとする建替え決議マンションがある場合について、同条第四項の規定は組合が定款計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとする一括建替え決議マンション群がある場合について、同条第五項の規定は組合が定款計画を変更して新たに施行マンションを追加した場合を変更して新たに施行マンションを追加した場合について、同条第七項、第十二条及び第十四条の規定は前項の規定によつて、第十一条の規定は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の認可あるのは「新たに施行マンションとなるべき建替え決議マンションの建替え合意者（新たに

施行マンションとなるべき建替え決議マンションが二以上ある場合にあつては、当該二以上の建替え決議マンションとの建替え合意者）の」と、同条第四項中「一括建替え合意者」であるのは、「新たに施行マンションとなるべき建替え合意者」と、「一括建替え合意者」であるのは、「新たに施行マンション群が二以上ある場合にあつては、当該二以上の一括建替え決議マンション群ごとの一括建替え合意者」と、「一括建替え合意者（新たに施行マンション群となるべき一括建替え決議マンション群が二以上ある場合にあつては、当該二以上の一括建替え決議マンション群ごとに施行マンション群となるべきマンション」と、「新たに施行マンション群となるべき一括建替え決議マンション群」と、同条第七項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは、「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」と、第十七条第一項中「施行マンションとなるべきマンション」と、第十七条第一項中「施行マンション」とあるのは、「施行マンション若しくは新たに施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」と、第十四条第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」とあるのは、「施行マンション若しくは新たに施行マンションとなるべきマンション」とあるのは、「施行マンション又はそれらの敷地」と、第十四条第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」とあるのは、「その他の」とあるのは「その変更について第三十四条第一項の規定による認可があつた際に從前から組合員であつた者以外の組合は、事業に要する経費の分担に関する定款若しくは事業計画を変更しようとする場合又は定款及び事業計画の対象とされた二以上の施行マンションの数を縮減しようとする場合における債権者の同意を得なければならぬ」と読み替えるものとする。

組合は、事業に要する経費の分担に関する定款及び事業計画を変更しようとする場合又は定款及び事業計画の対象とされた二以上の施行マンションの数を縮減しようとする場合における債権者の同意を得なければならぬ。

第十五条の規定は、組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンション群がある場合について、同条第一項の規定は「新たに追加された施行マンションの区分所有者」と、同条第三項中「第十五条第一項」とあるのは「第三十四条第二項において準用する前条第一項」と、第四項において準用する同法第十五条第一項」と読み替えるものとする。

（経費の賦課徴収）

第三十五条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として参加組合員以外の組合員に対しても金銭を賦課徴収することができる。

施行マンションとなるべき建替え決議マンション（権利変換期日以後においては、施行再建マンション）の専有部分の位置、床面積等を考慮して公平に定めなければならない。

組合員は、賦課金の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

組合員が賦課金の納付を怠つたときは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課すことができる。

（参加組合員の負担金及び分担金）

第三十六条 参加組合員は、国土交通省令で定めることにより、権利変換計画の定めるところに従い取得することとなる施行再建マンションの区分所有権及び敷地利用権の価額に相当する額の負担金並びに組合のマンション建替事業に要する経費に充てるための分担金を組合に納付しなければならない。

前条第三項及び第四項の規定は、前項の負担金及び分担金について準用する。

（審査委員）

第三十七条 組合に、この法律及び定款で定める権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。

審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断ができる者のうちから総会で選任する。

前二項に規定するもののほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第四目 解散

（解散）

組合は、次に掲げる理由により解散する。

一 設立についての認可の取消し

二 総会の議決

三 事業の完成又はその完成の不能

第三十八条 組合は、次に掲げる理由により解散する。

一 設立についての認可の取消し

二 総会の議決

三 事業の完成又はその完成の不能

四 第十五条の規定は、組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションを追加した場合について、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十四条第二項において準用する前条第一項」と、第四項において準用する同法第十五条第一項」と読み替えるものとする。

「区分所有者」とあるのは「新たに追加された施行マンションの区分所有者」と、同条第三項中「第十五条第一項」とあるのは「第三十四条第二項において準用する前条第一項」と、第四項において準用する同法第十五条第一項」と読み替えるものとする。

（清算人の選任）

第三十九条の二 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第三十九条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第三十九条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

四 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。（清算事務）

第四十条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の現況を調査し、財産目録を作成し、及び財産処分の方法を定め、財産目録及び財産処分の方針について総会の承認を求めなければならない。

（債権の申出の催告等）

第四十条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に對し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付

記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。
 3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。
 (期間経過後の債権の申出)

第四十条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対しても、請求をすることができる。
 (残余財産の処分制限)

第四十一条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。(裁判所による監督)

第四十二条の二 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県知事等に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 都道府県知事等は、前項に規定する裁判所に対し、意見述べることができる。

(決算報告)

第四十二条 清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事等の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

第四十二条の二 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。(不服申立ての制限)

第四十二条の三 清算人の選任の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十二条の四 裁判所は、第三十九条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならぬ。(検査役の選任)

第四十三条 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第五目 税法上の特例

第四十四条 組合は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは、「公益法人等(マンション建替組合並びに)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは、「普通法人(マンション建替組合を含む。)」と、同条第一項中「除く」とあるのは「除くものとし、マンション建替組合を含む」と、同条第三項中「公益法人等(二)とあるのは「公益法人等(マンション建替組合及び)」とする。

2 組合は、消費税法(昭和六十三年法律第八百八号)その他消費税に関する法令の規定に従事する場合は、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第三款 個人施行者

第四十五条 第五条第二項の規定によりマンション建替事業を施行しようとする者は、一人で施

行しようとする者があつては規準及び事業計画

を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、国土交通省令

で定めるところにより、そのマンション建替事

業について都道府県知事等の認可を受けなけれ

ばならない。

前項の規定による認可を申請しようとする者

は、その者以外に施行マンションとなるべきマ

ンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)

について権利を有する者があるときは、事業計

画についてこれらの者の同意を得なければなら

ない。ただし、その権利をもつて認可を申請し

ようとする者に対抗することができない者につ

いては、この限りでない。

(認可の基準)

第四十七条 事業計画においては、国土交通省令

で定めるところにより、施行マンションの状況、その敷地の区域及びその住戸の状況、施行

再建マンションの設計の概要及びその敷地の区

域、事業施行期間、資金計画その他の国土交通省

令で定める事項を記載しなければならない。

2 施行マンションとなるべきマンションに建替

え決議等があるときは、事業計画は、当該建替

令で定める事項を記載しなければならない。

前項の規定による認可を申請しようとする者

は、その者以外に施行マンションとなるべきマ

ンション又はその敷地(隣接施行敷地を含む。)

について権利を有する者があるときは、事業計

画についてこれらの者の同意を得なければなら

ない。ただし、その権利をもつて認可を申請し

ようとする者に対抗することができない者につ

いては、この限りでない。

(認可の基準)

第四十八条 都道府県知事等は、第四十五条第一

項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるとき

は、その認可をしなければならない。

2 申請手続が法令に違反するものでないこ

と。

3 又は内容が法令に違反するものでないこと

を有する者の同意を得られないことについて

正当な理由があること。

4 区分所有権等以外の権利を有する者を確

することができないことについて過失がないこと。

5 第十二条第三号から第十号までに掲げる基準に適合すること。

(施行の認可の公告等)

第四十九条 都道府県知事等は、第四十五条第一

項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、氏名又は名称、施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの敷地の区域、事業施行期間その他の国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行マンションの名称及びその敷地の区域、施行再建マンションの設計の概要及びその敷地の区域その他の国土交通省令で定める事項を表示する図書を送付しなければならない。

2 第五条第二項の規定による施行者(以下「個人施行者」という。)は、前項の公告があるまでは、施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

3 市町村長は、第五十四条第三項において準用する第一項、第八十一条又は第九十九条第三項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公示する。

4 第九条第七項、第四十五条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第七項中「施行マンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」とあるべきマンション又はそれらの敷地」とあるのは「施行マンション若しくは新たに施行マンションとなるべきマンション又はそれらの敷地」とあるべきマンション又はその敷地」とあるのは「施行マンション若しくは新たに施行マンション」とあるべきマンション又はそれらの敷地」とあるべきマンション又はその敷地」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更」。

5 第二項の規定は、前項の規定による認可を受けなければならない。

2 第九条第七項、第四十五条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第九条第七項中「施行マンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンション」とあるべきマンション又はそれらの敷地」とあるべきマンション又はその敷地」とあるのは「施行マンション若しくは新たに施行マンション」とあるべきマンション又はそれらの敷地」とあるべきマンション又はその敷地」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更」。

3 第三十四条第三項の規定は、事業に要する経費の分担に關し規準若しくは規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

4 第三十四条第三項の規定は、事業に要する経費の分担に關し規準若しくは規約又は事業計画の変更をもつて」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画をもつて」とある。

計画を変更しようとする場合又は規準若しくは規約及び事業計画の対象とされた二以上の施行マンションの数を縮減しようとする場合について準用する。

第五十一条 施行者の変動

個人施行者について相続、合併その他的一般承継があつた場合において、その一般承継人が施行者以外の者であるときは、その一般承継人は、施行者となる。施行マントンについて、個人施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部を施行者以外の者（前項に規定する一般承継人を除く）が承継したときは、その者は、施行者となる。

一人で施行するマンション建替事業において、前二項の規定により施行者が数人となつたときは、そのマンション建替事業は、第五条第一項の規定により数人共同して施行するマンション建替事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第四十五条第一項の規定による認可の申請は、施行マニヨンの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。

二人で施行するマンション建替事業において、前二項の規定により施行者が数人となつたときは、その施行者がマンション建替事業に等の認可を受けなければならない。

前項の規定による認可の申請は、施行マニヨンの長を経由して行わなければならない。

数人共同して施行するマンション建替事業において、当該施行者について一般承継があり、又は当該施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者が一人となつたときは、そのマンション建替事業は、第五条第二項の規定により一人で施行するマンション建替事業となるものとする。この場合において、当該マンション建替事業について定められていた規約のうち、規準に記載すべき事項に相当する事項は、当該マンション建替事業に係る規準としての効力を有するものとし、その他の事項はその効力を失うものとする。

個人施行者について一般承継があり、又は個人施行者の有する区分所有権若しくは敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者に変動を生じたとき（第三項前段に規定する場合を除く）は、施行者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、新たに施行者となつた者の氏名又は名称及び住所並びに施行者でなくなつた者の氏名又は名称を都道府県知事等に届け出なければならない。

この場合において、施行マニヨンの所在地が町村の区域内にあるときは、当該町村の長を経由して行わなければならない。

第五十二条 施行者の変動

個人施行者について相続、合併その他的一般承継があつた場合において、その一般承継人が施行者以外の者であるときは、その一般承継人は、施行者となる。施行マントンについて、個人施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部を施行者以外の者（前項に規定する一般承継人を除く）が承継したときは、その者は、施行者となる。

一人で施行するマンション建替事業において、前二項の規定により施行者が数人となつたときは、その施行者がマンション建替事業に等の認可を受けなければならない。

前項の規定による認可の申請は、施行マニヨンの長を経由して行わなければならない。

二人で施行するマンション建替事業において、当該施行者について一般承継があり、又は当該施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者が一人となつたときは、そのマンション建替事業は、第五条第二項の規定により一人で施行するマンション建替事業となるものとする。

数人共同して施行するマンション建替事業において、当該施行者について一般承継があり、又は当該施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者が一人となつたときは、そのマンション建替事業は、第五条第二項の規定により一人で施行するマンション建替事業となるものとする。

前項の規定による認可の申請は、施行マニヨンの長を経由して行わなければならない。

数人共同して施行するマンション建替事業において、当該施行者について一般承継があり、又は当該施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者が一人となつたときは、そのマンション建替事業は、第五条第二項の規定により一人で施行するマンション建替事業となるものとする。

前項の規定による認可の申請は、施行マニヨンの長を経由して行わなければならない。

数人共同して施行するマンション建替事業において、当該施行者について一般承継があり、又は当該施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者が一人となつたときは、そのマンション建替事業は、第五条第二項の規定により一人で施行するマンション建替事業となるものとする。

前項の規定による認可の申請は、施行マニヨンの長を経由して行わなければならない。

数人共同して施行するマンション建替事業において、当該施行者について一般承継があり、又は当該施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者が一人となつたときは、そのマンション建替事業は、第五条第二項の規定により一人で施行するマンション建替事業となるものとする。

前項の規定による認可の申請は、施行マニヨンの長を経由して行わなければならない。

数人共同して施行するマンション建替事業において、当該施行者について一般承継があり、又は当該施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者が一人となつたときは、そのマンション建替事業は、第五条第二項の規定により一人で施行するマンション建替事業となるものとする。

前項の規定による認可の申請は、施行マニヨンの長を経由して行わなければならない。

数人共同して施行するマンション建替事業において、当該施行者について一般承継があり、又は当該施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の一般承継以外の事由による承継があつたことにより施行者が一人となつたときは、そのマンション建替事業は、第五条第二項の規定により一人で施行するマンション建替事業となるものとする。

前項の規定による認可の申請は、施行マニヨンの長を経由して行わなければならない。

の借入金があるときは、その廃止についてその債権者の同意を得なければならぬ。

第五十三条 借家権の設定

個人施行者について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、この法律及び規準又は規約で定める権限を行ふ審査委員三人以上を選任しなければならない。

前項に規定するもののほか、審査委員に関し必要な事項は、政令で定める。

個人施行者が施行するマンション建替事業にあつては、その施行についての認可の公告又は新たな施行マニヨンの追加に係る事業計画の変更の認可の公告

二 個人施行者が施行するマンション建替事業にあつては、その施行についての認可の公告又は新たな施行マニヨンの追加に係る事業計画の変更の認可の公告

三 施行マニヨンについて借家権を有する者（その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）は、第一項の期間内に施行者に対し、第七十一条第三項の規定による借家権の取得を希望しない旨を申し出ることができる。

四 施行マニヨンについて借家権を有する者（その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）は、第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

五 第一項の期間経過後六月以内に権利変換計劃に係る施行マニヨンの区分所有権若しくは敷地利用権を有する者（組合が施行するマンション建替事業にあつては、組合員に限る。）又は当該登記に係る隣接施行敷地の所有権若しくは借地権を有する者は、これら権利を処分するときは、国土交通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。

施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

二 第二項の承認を得ないでした処分は、施行者に対する抗辯ができない。

施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

二 個人施行者は、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるとこにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

二 個人施行者は、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるとこにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

二 個人施行者は、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるとこにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

二 個人施行者は、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるとこにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

二 個人施行者は、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるとこにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

二 個人施行者は、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるとこにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

滞なく、登記所に、権利変換手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。

第五十四条 権利変換手続開始の登記（権利変換を希望しない旨の申出等）

個人施行者の認可の公告があつたときは、施行マニヨンの区分所有権又は敷地利用権を有する者は、その公告があつた日から起算して三十日を受理したときは新たに施行者となつた者及び施行者でなくなった者の氏名又は名称その他国土资源省令で定める事項を、前項の規定による届出を受理したときは新たに施行者となつた者及び施行者でなくなった者の氏名又は名称その他国土资源省令で定める事項を、遅滞なく、公告しなければならない。

個人施行者は、前項の公告があるまでは、施行者の変動、第三項後段の規定により定めた規約又は第五項後段の規定による規約の一部の失效をもつて第三者に对抗することができない。

（施行者の権利義務の移転）

個人施行者について一般承継があつたときは、その施行者がマンション建替事業に関する権利義務（その施行者が当該マンション建替事業に関し、行政庁の認可、許可その他の处分に基づいて有する権利義務を含む。以下この条において同じ。）は、その一般承継

他の処分に基づいて有する権利義務を含む。以下この条において同じ。）は、その一般承継

人に移転する。

前項に規定する場合を除き、個人施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部を承継した者があるときは、その施行者がその

区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部についてマンション建替事業に関して有する権利義務は、その承継した者に移転する。

（審査委員）

認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、この法

に規定する一般承継があつたときは、その施行についての認可の公告又は新たな施行マニヨンの追加に係る事業計画の変更の認可の公告

二 個人施行者が施行するマンション建替事業にあつては、その施行についての認可の公告又は新たな施行マニヨンの追加に係る事業計画の変更の認可の公告

三 施行マニヨンについて借家権を有する者（その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）は、第一項の期間内に施行者に対し、第七十一条第三項の規定による借家権の取得を希望しない旨を申し出ることができる。

四 施行マニヨンについて借家権を有する者（その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）は、第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

五 第一項の期間経過後六月以内に権利変換計劃に係る施行マニヨンの区分所有権若しくは敷地利用権を有する者（組合が施行するマンション建替事業にあつては、組合員に限る。）又は当該登記に係る隣接施行敷地の所有権若しくは借地権を有する者は、これら権利を処分するときは、国土交通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。

二 個人施行者は、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるとこにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

二 個人施行者は、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるとこにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

滞なく、登記所に、権利変換手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。

第五十五条 権利変換手続開始の登記（権利変換を希望しない旨の申出等）

個人施行者の認可の公告があつたときは、施行マニヨンの区分所有権又は敷地利用権を有する者は、その公告があつた日から起算して三十日を受理したときは新たに施行者となつた者及び施行者でなくなった者の氏名又は名称その他国土资源省令で定める事項を、前項の規定による届出を受理したときは新たに施行者となつた者及び施行者でなくなった者の氏名又は名称その他国土资源省令で定める事項を、遅滞なく、公告しなければならない。

個人施行者は、前項の公告があるまでは、施行者の変動、第三項後段の規定による規約の一部の失效をもつて第三者に对抗することができない。

（施行者の権利義務の移転）

個人施行者について一般承継があつたときは、その施行者がマンション建替事業に関する権利義務（その施行者が当該マンション建替事業に関し、行政庁の認可、許可その他の处分に基づいて有する権利義務を含む。以下この条において同じ。）は、その一般承継

他の処分に基づいて有する権利義務を含む。以下この条において同じ。）は、その一般承継

人に移転する。

前項に規定する場合を除き、個人施行者の有する区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部を承継した者があるときは、その施行者がその

区分所有権又は敷地利用権の全部又は一部についてマンション建替事業に関して有する権利義務は、その承継した者に移転する。

（審査委員）

認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、この法

に規定する一般承継があつたときは、その施行についての認可の公告又は新たな施行マニヨンの追加に係る事業計画の変更の認可の公告

二 個人施行者が施行するマンション建替事業にあつては、その施行についての認可の公告又は新たな施行マニヨンの追加に係る事業計画の変更の認可の公告

三 施行マニヨンについて借家権を有する者（その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）は、第一項の期間内に施行者に対し、第七十一条第三項の規定による借家権の取得を希望しない旨を申し出ることができる。

四 施行マニヨンについて借家権を有する者（その者が更に借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者）は、第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

五 第一項の期間経過後六月以内に権利変換計劃に係る施行マニヨンの区分所有権若しくは敷地利用権を有する者（組合が施行するマンション建替事業にあつては、組合員に限る。）又は当該登記に係る隣接施行敷地の所有権若しくは借地権を有する者は、これら権利を処分するときは、国土交通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。

二 個人施行者は、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるとこにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

二 個人施行者は、事業の完成の不能により廃止し、又は終了しようとするときは、国土交通省令で定めるとこにより、その廃止又は終了について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

が同条第一項の申出をしたときは、前項の規定により施行者に帰属することとなる施行再建マンションの部分について、賃借権が与えられるよう定めなければならない。

権利変換計画においては、第五十六条第三項の申出をした者を除き、施行マンションについて配偶者居住権の設定を受けている者（その者が賃借権を設定している場合を除く。）に対しでは、第一項の規定により当該施行マンションの区分所有者に与えられることとなる施行再建マンションの部分について、配偶者居住権が与えられるよう定めなければならない。ただし、施行マンションの区分所有者が同条第一項の申出をしたときは、第三項の規定により施行者に帰属することとなる施行再建マンションの部分について、配偶者居住権が与えられるよう定めなければならない。

前項の場合においては、権利変換計画は、施行マンションについて配偶者居住権の設定を受けている者に対し与えられることとなる施行再建マンションの部分について、配偶者居住権が与えられるよう定めなければならない。

前項の場合においては、権利変換計画は、施行マンションについて配偶者居住権の設定を受けている者に対し与えられることとなる施行再建マンションの部分について、配偶者居住権が与えられるよう定めなければならない。

（担保権等の登記に係る権利）

第六十一条 施行マンションの区分所有権又は敷地利用権について担保権等の登記に係る権利が存するときは、権利変換計画においては、当該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる施行マンションの区分所有権又は敷地利用権に対応して与えられるものとして定められた施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の上に存するものとして定めなければならない。

前項の場合において、関係権利者間の利害の衡平を図るために必要なときは、施行者は、当該存するものとして定められる権利につき、これらの者の意見を聴いて、必要な定めをすることができる。

第二章 前項の場合において、関係権利者間の利害の衡平を図るために必要なときは、施行者は、当該存するものとして定められる権利につき、これらの者の意見を聴いて、必要な定めをすることができる。（施行マンションの区分所有権等の価額の算定基準）

第六十二条 第五十八条第一項第三号、第十二号又は第十三号の価額又は減価額は、第五十六条第一項又は第五項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利

の取引価格等を考慮して定める相当の価額とする。

（施行再建マンションの区分所有権の価額等の概算額の算定基準）

第六十三条 権利変換計画においては、第五十八条第一項第四号又は第十一号の概算額は、国土交通省令で定めるところにより、マンション建設事業に要する費用及び前条に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額を基準として定めなければならない。

（権利変換計画に関する総会の議決に賛成しなかつた組合員に対する売渡し請求等）

第六十四条 組合において、権利変換計画について総会の議決があつたときは、組合は、当該議決があつた日から二月以内に、当該議決に賛成しなかつた組合員に対し、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

第六十五条 第五十七条第一項後段及び第二項から第四項まで並びに前二条の規定は、権利変換計画を変更する場合（国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。

第六十六条 第五十七条第一項後段及び第二項から第六十四条第一項及び第三項中「権利変換計画」とあるのは、「権利変換計画の変更」と、同条第二項中「第六十四条第一項」とあるのは、「第六十六条において準用する同法第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

第六十七条 施行者は、権利変換計画を定め、又は変更しようとするとき（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、権利変換計画を変更しなければならない。

第六十八条 施行者は、権利変換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画について第六十六条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を書面で通知しなければならない。

第六十九条 施行者は、権利変換計画の決定手続の変更（権利変換期日に係るものに限る。以下この条において同じ。）の認可を受けたとき、又は、適用しない。

（権利変換期日等の通知）

第六十条 施行者は、権利変換計画に係る権利の変更をしたときは、施行マンションの区分所有権を存するものとみなす。

第六十一条 権利変換期日において、施行マンションは、施行者に帰属し、施行マンションを目的とする区分所有権以外の権利は、この法律に登記に係る権利が存していた敷地利用権が担保権等の登記に係る権利との順位は、変わらないものとする。

第六十二条 施行マンションの区分所有権を存するものとみなすことは、その認可をしなければならない。

第六十三条 施行の通知をすることによって行う。

第六十四条 権利変換に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十九号）第三章の規定は、適用しない。

（施行マンションに係る権利の変換）

第六十五条 都道府県知事等は、第五十七条第一項後段の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めることは、その認可をしなければならない。

一 申請手続又は権利変換計画の決定手続若し

ない者の権利に關し損害を与えないようにするための措置が適切なものであること。

四 区分所有権等以外の権利を有する者を確知することができないことについて過失がないこと。

五 その他基本方針に照らして適切なものであること。

（権利変換計画の変更）

第六十六条 第五十七条第一項後段及び第二項から第六十四条まで並びに前二条の規定は、権利変換計画を変更する場合（国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。

第六十七条 第五十七条第一項後段及び第二項から第六十四条第一項及び第三項中「権利変換計画」とあるのは、「権利変換計画の変更」と、同条第二項中「第六十四条第一項」とあるのは、「第六十六条において準用する同法第六十四条第一項」と読み替えるものとする。

第六十八条 施行マンションの敷地及び隣接施行敷地に関する権利で前二条及び第七十三条の規定により権利が変換されることのないものは、権利変換期日以後においても、なお從前の土地に存する。この場合において、権利変換期日前において、これらの権利のうち地役権又は地上権の登記に係る権利が存していた敷地利用権が担保権等の登記に係る権利の目的となつていたときは、権利変換期日以後においても、当該地役権又は地上権の登記に係る権利と当該担保権等の登記に係る権利との順位は、変わらないものとする。

第六十九条 施行マンションの敷地及び隣接施行敷地に関する権利で前二条及び第七十三条の規定により権利が変換されることのないものは、権利変換期日以後において、権利変換期日前において、施行マンションの区分所有権を存するものとみなす。

第七十条 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、施行マンションの敷地利用権は失われ、施行再建マンションの敷地利用権は新たに当該敷地利用権を与えられるべき者が取得する。

第七十一条 権利変換期日において、施行マンションは、施行者に帰属し、施行マンションを目的とする区分所有権以外の権利は、この法律に登記に係る権利が存していた敷地利用権が担保権等の登記に係る権利との順位は、変わらないものとする。

第七十二条 権利変換期日において、施行マンションの区分所有権を存するものとみなすことは、その者が更に借家権を設定していたときは、その借家権の設定を受けた者は、第八十一条の建築工事の完了の公告の日に、権利変換計画の定めるところに従い、施行再建マンションの部分若しくは附属の建物で権利変換計画において

（敷地に關する権利の変換等）

の定めるところに従い、施行マンションの敷地利用権は失われ、施行再建マンションの敷地利用権は新たに当該敷地利用権を与えられるべき者が取得する。

二 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

三 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得するところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

四 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

五 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

六 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

七 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

八 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

九 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

十 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

十一 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

十二 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

十三 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

十四 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

十五 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

十六 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

十七 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

十八 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

十九 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

二十 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

二十一 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

二十二 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

二十三 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

二十四 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

二十五 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

二十六 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

二十七 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

二十八 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

二十九 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

三十 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

三十一 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

三十二 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

三十三 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

三十四 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

三十五 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

三十六 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

三十七 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

三十八 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

三十九 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

四十 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

四十一 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

四十二 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

四十三 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、保留敷地に關しては、当該保地権であるときはその借地権を、施行者が取得する。

四十四 権利変換期日において、樁利変換計画の定めるところに従い、隣接施行敷地の所有権又は借地権は、失われ、又はその上に施行再建マンションの敷地利用権が設定される。

て施行再建マンションの共用部分若しくは区分所有法第六十七条第一項の団地共用部分（以下単に「団地共用部分」という。）と定められたものがあるとき、権利変換計画において定められた施行再建マンションの共用部分若しくは団地共用部分の共有分が区分所有法第十二条第一項若しくは第十四条第一項から第三項まで（これらの規定を区分所有法第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないとき、又は権利変換計画において定められた施行再建マンションの敷地利用権の割合が区分所有法第二十二条第二項本文の規定に適合しないときは、権利変換計画中その定めをした部分は、それぞれ区分所有法第四条第二項若しくは第六十七条第一項の規定による規約、区分所有法第十二条第二項若しくは第十四条第四項（担保権等の移行）

第七十三条 施行マンションの区分所有権又は敷地利用権について存する担保権等の登記に係る権利は、権利変換期日以後は、権利変換計画の定めるところに従い、施行再建マンションの区分所有権又は敷地利用権の上に存するものとす 約とみなす。

（権利変換の登記）

第七十四条 施行者は、権利変換期日後遅滞なく、施行再建マンションの敷地（保留敷地を含む。）につき、権利変換後の土地に関する権利について必要な登記を申請しなければならない。

（補償金の供託）

第七十五条 施行者は、次に掲げる者に対し、その補償として、権利変換期日までに、第六十二条の規定により算定した相当の価額に同条に規定する三十日の期間を経過した日から第六十八条第一項の規定による権利変換計画又はその変更に係る公告（以下この条において「権利変換計画公告」という。）の日までの物価の変動に応する修正率を乗じて得た額に、当該権利変換計画公告の日から補償金を支払う日までの期間

につき権利変換計画で定めるところによる利息を付したものとを支払わなければならない。この場合において、その修正率は、国土交通省令で定める方法によって算定するものとする。

（補償金の供託）

第七十六条 施行者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条に規定する補償金（利息を含む。以下この款において同じ。）の支払に代えてこれを供託することができる。

一、施行者が補償金を受けるべき者を確知することができるべき者がその受領を拒んだとき。

二、補償金を受けるべき者が補償金を受領することができるとき。

三、施行者が差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられたとき。

施行者は、第五十八条第二項の場合においては、権利変換計画において存するものとされた権利に係る補償金（併存し得ない二以上の権利が存するものとされた場合においては、それらの権利に対する補償金のうち最高額のもの）の支払に代えてこれを供託しなければならない。

施行者は、先取特権質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利（以下「先取特権等」という。）の目的物について補償金を支払うときは、これらの権利者の全てから供託しなくてもよい旨の申出があつたときを除き、その補償金を供託しなければならない。

（補償金）

第七十五条 前条の規定による供託は、施行マンションの所在地の供託所にしなければならない。

施行者は、第一項から第三項までの規定によることができる。

（施行マネジメントの明渡し）

第七十七条 前条第三項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託された補償金に対してその権利を行うことができず。

（占有の継続）

第七十八条 差押えに係る権利については、第七十五条の規定にかかわらず、施行者は、権利変換期日までに、同条の規定により支払うべき金額を当該差押えによる配当手続を実施すべき機関に払い渡さなければならぬ。ただし、強制執行若しくは担保権の実行としての競売（その

例による競売を含む。以下単に「競売」といふ）による代金の納付又は滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。

（施行マネジメントの明渡し）

第七十九条 権利変換期日後マンションの規定により失った権利に基づき施行マンションを占有していた者及びその承継人は、

次条第一項の規定により施行者が通知した明渡しの期限までは、従前の用法に従い、その占有を継続することができる。第七十条第二項の規定により、権利を失い、又は敷地利用権を設定された者及びその承継人についても、同様とする。

（施行マネジメントの明渡し）

第八十条 施行者は、権利変換期日後マンションの建替事業に係る工事のため必要があるときは、施行マンション又はその敷地（隣接施行敷地を含む。）を占有している者に對し、期限を定めて、その明渡しを求めることができる。

（施行マネジメントの明渡し）

第八十一条 施行者は、権利変換期日後マンションの規定による明渡しの期限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日を経過した後日の日でなければならぬ。

（施行マネジメントの明渡し）

第八十二条 第五十八条第三項の規定は、同項の相当の期限を許されれた区分所有者に対する第一項の規定による明渡しの期限について準用する。

（施行マネジメントの明渡し）

第八十三条 第五十八条第三項の規定による明渡しの期限までに、施行者が明け渡さなければならぬ。ただし、第七十五条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払若しくは第七十六条の規定による供託がないとき、第十五条第一項（第三十四条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第六十四条第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）若しくは区分所有法第六十三条第五項（区分所有法第七十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による請求を受けた者について当該請求を行つた者による代金の支払若しくは提供がないとき、又は第六十四条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による請求を行つた者について当該請求を受けた者による代金の支払若しくは提供がないとき、又は第六十四条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による請求を行つた者について当該請求を受けた者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。

（建築工事の完了の公告等）

第八十四条 施行者は、施行再建マンションの建築工事が完了したときは、速やかに、その旨を、公告するとともに、第七十二条第二項又は

第三項の規定により施行再建マンションに関する権利を取得する者に通知しなければならない。

(施行再建マンションに関する登記)

第八十二条 施行者は、施行再建マンションの建築工事が完了したときは、遅滞なく、施行再建マンション及び施行再建マンションに関する権利について必要な登記を申請しなければならない。

2 施行再建マンションに関する権利に関する権利は、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

(借家条件の協議及び裁定)

第八十三条 権利交換計画において施行再建マンションの区分所有権が与えられるように定められた者と当該施行再建マンションについて第六十条第四項本文の規定により賃借権が与えられる者は、家賃その他の借家条件について協議しなければならない。

2 第八十一条の公告の日までに前項の規定による協議が成立しないときは、施行者は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数の同意を得て、次に掲げる事項について裁定することができる。

1 賃借の目的

2 家賃の額、支払期日及び支払方法

3 敷金又は賃借権の設定の対価を支払うべきときは、その額

3 施行者は、前項の規定による裁定をするときは、賃借の目的については賃借部分の構造及び賃借権を有する者の職業を、家賃の額については賃貸人の受けるべき適正な利潤を、その他の事項についてはその地方における一般的慣行を考慮して定めなければならない。

4 第二項の規定による裁定があつたときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議が成り立したものとみなす。

5 第二項の裁定に関し必要な手続に関する事項は、国土交通省令で定める。

6 第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。

7 前項の訴えにおいては、当事者の他の方を被告としなければならない。施行再建マンションの区分所有権等の価額等の確定)

第八十四条 施行者は、マンション建替事業の工事が完了したときは、速やかに、当該事業に要した費用の額を確定するとともに、政令で定めるところにより、その確定した額及び第六十二

条に規定する三十日の期間を経過した日における近傍類似の土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相

当の価額を基準として、施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用権を取得した者は又はその賃借権を取得した者(施行者の所有する施行再建マンションの部分について第六十条四項ただし書の規定により賃借権が与えられるよう)に定められたものに限る。(ごとに、施行再建マンションの区分所有権若しくは敷地利用

権の価額又は施行者が賃貸する施行再建マンシヨンの部分の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなければならない。

(清算)

第八十五条 前条の規定により確定した施行再建マンションの区分所有権又は施行者が賃貸する施行再建マンションの部分の家賃の額を確定し、これらの者にその確定した額を通知しなければならない。

(清算)

第八十六条 前条に規定する施行マンションの区分所有権又は敷地利用権が先取特権等の目的と供託しなくてもよい旨の申出があつたときを除き、施行者は、同条の規定により交付すべき清算金の交付に代えてこれを供託しなければならない。第七十六条第四項及び第五項の規定は、この場合について準用する。

2 前項の先取特権、質権又は抵当権を有していた者は、同項の規定により供託された清算金に對してその権利を行なうことができる。

(清算金の徴収)

第八十七条 第八十五条の規定により徴収すべき清算金は、権利交換計画で定めるところにより、利子を付して分割して徴収することができます。

2 施行者は、第八十五条の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。)を滞納する者があるときは、権利交換計画で定めるところにより、利子を付して徴収することができる。

(先取特権)

第八十八条 第八十五条の清算金を徴収する権利を有する施行者は、その納付義務者に与えられる施行再建マンションの区分所有権の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、第八十二条第一項の規定による登記の際に清算金の予算額を登記するこ

とによってその効力を保存する。ただし、清算金の額がその予算額を超過するときは、その超過額については存在しない。

(施行者による管理規約の設定)

第八十九条 マンション建替事業により施行者が取得した施行再建マンションの区分所有権及び敷地利用権又は保留敷地に関する権利は、施行

マニシヨンの区分所有権若しくは敷地利用権を有していた者又は施行マンションについて借家権を有していた者又は業務の用に供するため特に必要がある場合を除き、原則として、公募により譲渡しなければならない。

第二款 借家権者等の居住の安定の確保に努めなければならない。

第九十条 施行者は、基本方針に従つて、施行マンションに居住していた借家権者及び転出区分所有者の居住の安定の確保に努めなければならない。

第三款 雜則

2 国及び地方公共団体は、基本方針に従つて、施行マンションに居住していた借家権者及び転出区分所有者の居住の安定の確保を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(処分、手続等の効力)

第九十一条 施行マンション若しくはその敷地(隣接施行敷地を含む。)又は施行再建マンション若しくはその敷地について権利を有する者の変更があったときは、この法律又はこの法律に基づく定款、規準若しくは規約の規定により從前のこれらのがした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなす。

(代位による分筆又は合筆の登記の申請)

第九十五条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、マンション建替事業に関する簿書(組合にあつては、組合員名簿を含む。次項において同じ。)をその事務所に備え付けておかなければならぬ。

(関係簿書の備付け)

第九十六条 施行者は、マンション建替事業の施行に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつたときは、その公告の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

令で、不動産登記法(平成十六年法律第二百一十号)の特例を定めることができる。

(施行者による管理規約の設定)

第九十四条 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マニシヨン、その敷地及びその附属の建物(マンション建替事業の施行により建築されるものに限る。)の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項については存在しない。

2 前項の管理規約は、区分所有法第三十条第一項の規約とみなす。

3 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、施行再建マンションに係る区分所有法第六十六条に規定する土地等又は区分所有法第六十八条第一項各号に掲げる敷地利用権又は保留敷地に関する権利は、施行

マニシヨンの区分所有権若しくは敷地利用権を有していた者又は施行マンションについて借家権を有していた者又は業務の用に供するため特に必要がある場合を除き、原則として、公募により譲渡しなければならない。

第二款 借家権者等の居住の安定の確保に努めなければならない。

第九十条 施行者は、基本方針に従つて、施行マンションに居住していた借家権者及び転出区分所有者の居住の安定の確保に努めなければならない。

第三款 雜則

2 前項の管理規約は、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十条第一項の規約とみなす。

第九十五条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、マンション建替事業に関する簿書(組合にあつては、組合員名簿を含む。次項において同じ。)をその事務所に備え付けておかなければならぬ。

(関係簿書の備付け)

第九十六条 施行者は、マンション建替事業の施行に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつたときは、その公告の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

三 決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画	四 代替建築物の提供等に関する計画（次条第3号において「代替建築物提供等計画」といふ。）
五 決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地の利用に関する事項	六 その他国土交通省令で定める事項
（買受計画の認定基準）	
第一百十条 都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。	
一 決議特定要除却認定マンションを買い受けた日から決議特定要除却認定マンションが除却される日までの間に、当該決議特定要除却認定マンションについて新たな権利が設定されないことが確実であること。	二 決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却に関する資金計画が当該買受け及び除却を遂行するため適切なものであり、当該決議特定要除却認定マンションが買い受けられ、かつ、除却されることが確実であること。
三 代替建築物提供等計画が当該決議特定要除却認定マンションの区分所有者又は借家権者の要請に係る代替建築物の提供等を確実に遂行するため適切なものであること。	
（買受計画の変更）	
第一百十一条 第百九条第一項の認定を受けた者（以下「認定買受人」という。）は、買受計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認定を受けなければならない。	
前条の規定は、前項の場合について準用する。（マンション敷地売却決議の届出）	
第一百十二条 認定買受人は、マンション敷地売却決議があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。（除却等の実施）	
第一百十三条 認定買受人は、第一百九条第一項の認定を受けた買受計画（第一百十一条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定買受計画」という。）に従い、決議特定要除却認定マンションの買受け及び除却並びに	

（報告の微収等）	に代替建築物の提供等を実施しなければならない。
	い。

第一百十四条 都道府県知事等は、認定買受人に對し、認定買受計画に係る決議特定要除却認定マンションの買受け若しくは除却又は代替建築物の提供等の状況について報告を求めることができる。	（敷地分割決議）

第一百十五条 国及び地方公共団体は、基本方針に従つて、決議特定要除却認定マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	（第一項に規定する決議事項であるときは、その要領をも通知しなければならない。）

（第二項に規定する区 分所有者等の居住の安定の確保に関する国及び地方公共団体の責務）	（第二項に規定する区 分所有者等の居住の安定の確保に関する区 分所有者等の居住の安定の確保の責務）

（第三項に規定する区 分所有者等の居住の安定の確保に関する区 分所有者等の居住の安定の確保の責務）	（第三項に規定する区 分所有者等の居住の安定の確保に関する区 分所有者等の居住の安定の確保の責務）

（第四節 区 分所有者等の居住の安定の確保に関する区 分所有者等の居住の安定の確保の責務）	（第四節 区 分所有者等の居住の安定の確保に関する区 分所有者等の居住の安定の確保の責務）

（第五節 敷地分割決議等）	（第五節 敷地分割決議等）

（第六節 团地建物所有者集会の特例）	（第六節 团地建物所有者集会の特例）

（第七節 団地内建物の譲り受け等の取扱い）	（第七節 団地内建物の譲り受け等の取扱い）

（第八節 团地内建物の譲り受け等の取扱い）	（第八節 团地内建物の譲り受け等の取扱い）

（第九節 团地内建物の譲り受け等の取扱い）	（第九節 团地内建物の譲り受け等の取扱い）

（第十節 团地内建物の譲り受け等の取扱い）	（第十節 团地内建物の譲り受け等の取扱い）

（第十一節 团地内建物の譲り受け等の取扱い）	（第十一節 团地内建物の譲り受け等の取扱い）

（第十二節 团地内建物の譲り受け等の取扱い）	（第十二節 团地内建物の譲り受け等の取扱い）

（第十三節 团地内建物の譲り受け等の取扱い）	（第十三節 团地内建物の譲り受け等の取扱い）

（第十四節 团地内建物の譲り受け等の取扱い）	（第十四節 团地内建物の譲り受け等の取扱い）

（第十五節 团地内建物の譲り受け等の取扱い）	（第十五節 团地内建物の譲り受け等の取扱い）

十九条第三項中「次条」とあるのは、「第一百三十一条」と読み替えるものとする。

(特別の議決)

(百三十九条) 第百二十八条第一号に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項及び同条第八号に掲げる事項は、組合員の議決権及び敷地利用権の持分の価格の各四分の三以上で決する。

(総代会) 組合員の数が五十人を超える組合は、総会に代わってその権限を行わせるために総代会を設けることができる。

(百三十一条) 組合員は、総代をもつて組織するものとし、組合の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあっては、二十人以上であることをもつて足りる。

総代会が総会に代わって行う権限は、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。

一 理事及び監事の選挙又は選任

二 前条の規定に従つて議決しなければならない事項

三 第二十八条第一項から第六項まで及び第八項並びに第二十九条(第三項ただし書を除く。)の規定は組合の総代会について、第三十一条第一項の規定は総代会が設けられた組合について、それぞれ準用する。

(総代)

第一百三十二条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員(法人にあつては、その役員)のうちから選举する。

2 総代の任期は、一年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第二十二条第一項及び第二十三条の規定は、組合の総代について準用する。この場合において、同項中「前項本文」とあるのは、「第一百三十二条第一項」と読み替えるものとする。

(議決権及び選挙権) 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権行使することができる。

3 組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権

及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権行使することができる。

4 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

(審査委員) 第百三十六条 組合に、この法律及び定款で定められる権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。

2 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正判断をすることができる者のうちから総会で選任する。

3 前二項に規定するもののほか、審査委員に関連する事項は、政令で定める。

(解散) 第四款 解散

(審査委員)

第百三十七条 組合は、次に掲げる理由により解散する。

1 設立についての認可の取消し

2 総会の議決

3 事業の完了又はその完了の不能

4 前項第二号の議決は、権利消滅期日前に限り行うことができるものとする。

(解散) 第二節 分配金取得手続

(解散)

第一款 分配金取得手続

2 前項第二号の議決は、権利消滅期日前に限り行うことができるものとする。

3 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

4 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

5 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

(組合の解散及び清算についての規定の準用) 第百三十八条 第三十八条の二から第四十三条规定は、組合の解散及び清算についての規定の準用する。

3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は資金計画を変更しようとする場合において、マシヨン敷地売却事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

(経費の賦課徴収) 第百三十五条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として組合員に對して金銭を賦課徴収することができる。

2 賦課金の額は、分配金の額の算定方法を考慮して公平に定めなければならない。

3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(組合の解散及び清算についての規定の準用) 第百三十九条 第五款 税法上の特例

組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には、同条第四項中「公益法人等」とあるのは、「公益法人等(マシヨン敷地売却組合及び同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マシヨン敷地売却組合及び同法別表第三に掲げる法人とみなす」)と、同法第六十六条の規定を適用する

「普通法人(マシヨン敷地売却組合を含む。)」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、マシヨン敷地売却組合を含む」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(マシヨン敷地売却組合及び同法別表第三に掲げる法人とみなす」)とす。

2 組合は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げ

「普通法人(マシヨン敷地売却組合及び同法別表第三に掲げる法人とみなす」)とす。

3 前二項に規定するもののほか、審査委員に関する事項は、政令で定める。

4 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

(分配金取得計画の決定及び認可) 第百四十二条 第二目 分配金取得計画

第一目 分配金取得手続開始の登記

2 前項の登記があつた後においては、組合員が、当該登記に係る売却マシヨンの区分所有権及び敷地利用権(既登記のものに限る。)について、分配金取得手続開始の登記を申請しなければならない。

3 組合は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正當な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

4 第二項の承認を得ないでした処分は、組合に受けなければならない。

5 権利消滅期日前において、同法第三十七条第五項の公告があつたときは、組合の清算人は、遅滞なく、登記所に、分配金取得手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。

6 組合は、前項の後段の規定による認可を申請し、組合員が、この法律及び定款で定められた権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。

(分配金取得計画の決定及び認可) 第百四十三条 第二目 分配金取得計画

第一目 分配金取得手続

2 組合は、前項後段の規定による認可を申請し、組合員が、この法律及び定款で定められた権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。

3 組合は、前項後段の規定による認可を申請し、組合員が、この法律及び定款で定められた権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。

4 組合は、前項後段の規定による認可を申請し、組合員が、この法律及び定款で定められた権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。

5 組合は、前項後段の規定による認可を申請し、組合員が、この法律及び定款で定められた権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。

6 組合は、前項後段の規定による認可を申請し、組合員が、この法律及び定款で定められた権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。

(組合の解散及び清算についての規定の準用) 第百三十九条 第五款 税法上の特例

組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には、同条第四項中「公益法人等」とあるのは、「公益法人等(マシヨン敷地売却組合及び同法別表第三に掲げる法人とみなす」)と、同法第六十六条の規定を適用する

「普通法人(マシヨン敷地売却組合及び同法別表第三に掲げる法人とみなす」)とす。

2 組合は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げ

「普通法人(マシヨン敷地売却組合及び同法別表第三に掲げる法人とみなす」)とす。

3 前二項に規定するもののほか、審査委員に関する事項は、政令で定める。

(分配金取得計画の決定及び認可) 第百四十四条 第二目 分配金取得手続

2 前項の登記があつた後においては、組合員が、当該登記に係る売却マシヨンの区分所有権及び敷地利用権(既登記のものに限る。)について、分配金取得手続開始の登記を申請しなければならない。

3 組合は、前項の後段の規定による認可を申請し、組合員が、この法律及び定款で定められた権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。

項及び第一百二十四条第三項において準用する区分所有法第六十三条第六項の規定により、裁判所から建物の明渡しにつき相当の期限を許された区分所有者にあつては、当該期限の日)までに、組合に売却マンション又はその敷地を明け渡さなければならない。ただし、分配金取得計画公告日の翌日から起算して三十日を経過していないとき、分配金の支払を受けるべき者について第一百五十二条の規定による支払若しくは第一百五十二条において準用する第七十六条の規定による供託がないとき、第一百五十三条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払若しくは前条において準用する第七十六条の規定による供託がないとき又は第一百八十六条の規定による供託がないとき又は第一百八十七条において準用する区分所有法第六十三条第五項若しくは第一百二十四条第一項の規定による請求を受けた者について当該請求を行つた者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。

第二款 雜則

(処分、手続等の効力)

第一百五十六条 売却マンション又はその敷地について権利を有する者の変更があつたときは、この法律又はこの法律に基づく定款の規定により従前のこれら者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなされ、従前のこれら者に対してもした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(不動産登記法の特例)

第一百五十七条 売却マンション及びその敷地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

(関係簿書の備付け)

第一百五十八条 組合は、国土交通省令で定めるところにより、マンション敷地売却事業に開する簿書(組合員名簿を含む。次項において同じ。)をその事務所に備え付けておかなければならぬ。

第一百五十九条 組合は、マンション敷地売却事業の実施に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所を

は第百五十二条において準用する第七十六条の規定による供託がないとき、第一百五十三条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払若しくは前条において準用する第七十六条の規定による供託がないとき又は第一百八十七条において準用する区分所有法第六十三条第五項若しくは第一百二十四条第一項の規定による請求を受けた者について当該請求を行つた者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。

第二款 雜則

(処分、手續等の効力)

第一百五十六条 売却マンション又はその敷地について権利を有する者の変更があつたときは、この法律又はこの法律に基づく定款の規定により従前のこれら者がした手續その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなされ、従前のこれら者に対してもした処分、手續その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(不動産登記法の特例)

第一百五十七条 売却マンション及びその敷地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

(関係簿書の備付け)

第一百五十八条 組合は、国土交通省令で定めるところにより、マンション敷地売却事業に開する簿書(組合員名簿を含む。次項において同じ。)をその事務所に備え付けておかなければならぬ。

第一百五十九条 組合は、マンション敷地売却事業の実施に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所を

は第百五十二条において準用する第七十六条の規定による供託がないとき、第一百五十三条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払若しくは前条において準用する第七十六条の規定による供託がないとき又は第一百八十七条において準用する区分所有法第六十三条第五項若しくは第一百二十四条第一項の規定による請求を受けた者について当該請求を行つた者による代金の支払若しくは提供がないときは、この限りでない。

の他の書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもって書類の送付に代えることができる。

第三節 マンション敷地売却事業の監督等

（組合に対する報告、勧告等）

第一百六十条 都道府県知事等は、組合に対し、その実施するマンション敷地売却事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告ができる。

若しくは資料の提出を求め、又はその実施する

マンション敷地売却事業の円滑な実施を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

（組合に対する監督）

第一百六十二条 都道府県知事等は、組合の実施するマンション敷地売却事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

組合員の投票に付さないときは、同様とする。

都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の投票に付さないときは、同様とする。

都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法

が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

（資金の融通等）

国及び地方公共団体は、組合に対し、マンション敷地売却事業に必要な資金の融通又はあっせんその他の援助に努めるものとする。

（技術的援助の請求）

第一百六十三条 組合又は組合を設立しようとする者は、国土交通大臣及び都道府県知事等に対し、マンション敷地売却事業の実施の準備又は実施のために、マンション敷地売却事業に関し

専門的知識を有する職員の技術的援助を求める

ことができる。

都道府県知事等は、前項の規定による技術的

援助を行うために必要があると認めるときは、

がでできる。

センターに必要な協力を要請することができ

る。

第五章 敷地分割事業

第一節 敷地分割組合

第一款 通則

（敷地分割事業の実施）

の認可を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利消滅期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。

都道府県知事等は、第百二十九条において準用する第二十八条第三項の規定により組合員から総代の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第百三十二条第四項において準用する第二十八条第三項の規定により組合員から総代の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。

都道府県知事等は、第百二十六条第三項において準用する第二十三条规定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、同様とする。

都道府県知事等は、第百三十二条第三項において準用する第二十三条规定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、同様とする。

都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の投票に付さないときは、同様とする。

都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法

が、この法律又は定款に違反することを理由と

して、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事

実があると認めるときは、その議決、選挙、當選又は解任の投票を取り消すことができる。

（資金の融通等）

組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反すると認めるときは、組合に對し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。

都道府県知事等は、組合が前項の規定による

技術的援助を行つたために必要があると認めるときは、

がでできる。

2 前項の規定による認可を申請しようとする敷地分割合意者は、組合の設立について、敷地分割合意者の四分の三以上の同意（同意した者の第百十五条の四第二項の議決権の合計が敷地分割合意者の同項の議決権の合計の四分の三以上となる場合に限る。）を得なければならない。

3 前二項の場合において、団地内建物の敷地に現に存する一の建物（専有部分のある建物については、一の専有部分）が数人の共有に属するときは、その数人を一人の敷地分割合意者となす。

（事業計画）

事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、団地内建物の状況、分割実施敷地の区域、敷地分割の概要、除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域、事業実施期間、資金計画その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

2 事業計画は、敷地分割決議の内容に適合したものでなければならない。

（事業計画の縦覧及び意見書の処理）

第三百六十九条 第三百六十八条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、分割実施敷地の申請があつた場合において、分割実施敷地となるべき土地の所在地が市の区域内にあるときは、当該市の長は当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供し、当該土地の所在地が町村の区域内にあるときは、都道府県知事は当該町村の長に当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならぬ。ただし、当該申請に関し明らかに次条各号のいずれかに該当しない事実があり、認可すべきでないと認めるときは、この限りでない。

2 分割実施敷地となるべき土地について権利を有する者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事等に意見書を提出することができる。

3 都道府県知事等は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるとときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきではないと認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九

条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第二十八条中「審理員」とあるのは「都道府県知事等（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）」と、同法第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と読み替えるものとする。

5 第三百六十八条第一項の規定による認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事等に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。（認可の基準）

（第三百七十二条）

第六百七十二条 都道府県知事等は、第三百六十八条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次条の各号のいずれにも該当すると認められるときは、その認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反するものでないこと。

二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事等の命令を含む。）に違反するものでないこと。

三 敷地分割が特定要除却認定マンションの除却のために必要であること。

四 除却マンション敷地となるべき土地と非除却マンション敷地となるべき土地との境界線上に建物が存しないこと。

五 事業実施期間が適切なものであること。

六 当該敷地分割事業を遂行するためには必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

七 その他基本方針に照らして適切なものであること。

（組合の成立）

第三百七十二条 組合は、第三百六十八条第一項（認可の公表等）

第一項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、分割実施敷地に係る団地の名称、分割実施敷地の区域、事業実施期間その他の国土交通

省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に分割実施敷地に係る団地の名称、分割実施敷地の区域その他の国土交通省令で定める事項を表示する図書を送付しなければならない。

2 組合は、前項の公告があるまでは、組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、組合員との他の第三者に対抗することができない。

（第三款）

（組合員）

第三百七十四条 分割実施敷地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者（その承継人（組合を除く。）を含む。）は、全て組合の組合員とする。

2 分割実施敷地に現に存する一の建物（専有部分のある建物にあっては、一の専有部分）が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなす。

3 第十八条及び第十九条の規定は、組合の組合員について準用する。この場合において、第十八条第一項及び第二項中「第九条第一項」とあるのは「第六百六十八条第一項」と、同条第一項中「第十四条第一項」とあるのは「第六百七十三条第一項」と、「並びに建替え合意者等である組合員又は参加組合員の別その他」とあるのは「その他」と、第十九条中「施行マンション」とあるのは「分割実施敷地」と、「有する区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「有する分割実施敷地持分（第六百七十九条に規定する分割実施敷地持分をいう。以下この条において同じ。）」と「その区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「分割実施敷地」と「有する区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「有する分割実施敷地持分」と読み替えるものとする。（役員）

第三百七十五条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

2 組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。

3 第二十一条から第二十五条まで（同条第一項後段を除く。）の規定は、組合の役員について準用する。

（総会の組織）

第三百七十六条 組合の総会は、組合員で組織する。（総会の決議事項）

第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、分割実施敷地に係る団地の名称、分割実施敷地の区域、事業実施期間その他の国土交通

省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に分割実施敷地に係る団地の名称、分割実施敷地の区域その他の国土交通省令で定める事項を表示する図書を送付しなければならない。

2 組合は、前項の公告があるまでは、組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、組合員との他の第三者に対抗することができない。

（第三款）

（組合員）

第三百七十四条 分割実施敷地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者（その承継人（組合を除く。）を含む。）は、全て組合の組合員とする。

2 分割実施敷地に現に存する一の建物（専有部分のある建物にあっては、一の専有部分）が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなす。

3 第十八条及び第十九条の規定は、組合の組合員について準用する。この場合において、第十八条第一項及び第二項中「第九条第一項」とあるのは「第六百六十八条第一項」と、同条第一項中「第十四条第一項」とあるのは「第六百七十三条第一項」と、「並びに建替え合意者等である組合員又は参加組合員の別その他」とあるのは「その他」と、第十九条中「施行マンション」とあるのは「分割実施敷地」と、「有する区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「有する分割実施敷地持分（第六百七十九条に規定する分割実施敷地持分をいう。以下この条において同じ。）」と「その区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「分割実施敷地」と「有する区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「有する分割実施敷地持分」と読み替えるものとする。（役員）

第三百七十五条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

2 組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。

3 第二十一条から第二十五条まで（同条第一項後段を除く。）の規定は、組合の役員について準用する。

（総代会）

第三百八十条 組合員の数が五十人を超える組合は、総会に代わってその権限を行わせるために同一の場所に於ける組合員の議決権及び分割実施敷地持分（分割実施敷地に存する建物（専有部分のある建物にあっては、専有部分）を所有するための当該分割実施敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ。）の割合の各四分の三以上で決する。（総代会）

2 総代会は、総代をもつて組織するものとし、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあっては、二十二人以上であることをもつて足りる。

3 総代会が総会に代わって行う権限は、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。

一 理事及び監事の選挙又は選任

二 前項の規定に従つて議決しなければならない事項

4 第二十八条第一項から第六項まで及び第八項並びに第二十九条（第三項ただし書を除く。）の規定は組合の総代会について、第三十一条第五項の規定は総代会が設けられた組合について、それぞれ準用する。

(総代)	第一百八十二条 総代は、定款で定めるところにより、組合員が組合員（法人にあつては、その役員）のうちから選舉する。
2	総代の任期は、三年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。
3	第二十一条第二項及び第二十三条の規定は、同項中「前項本文」とあるのは、「第一百八十二条第一項」と読み替えるものとする。 (議決権及び選挙権)
2	組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。
3	組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権を行使することができる。
4	組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。
5	組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。
6	第二項又は第三項の規定により議決権及び選挙権を使用する者は、第百七十八条及び第八十条第四項において準用する第二十九条第一項の規定の適用については、出席者とみなす。
7	代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。
8	前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を使用することが定款で定められることができない。
7	代理人は、代理権を証する書面を組合に提出して、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとのみなす。 (定款又は事業計画の変更)
2	組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。都道府県知事等の認可を受けた後で定める軽微な変更を除く。の認可の受けなければならぬ。
2	第一百七十条の規定は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の認可の受けなければならぬ。

3	第一百八十二条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。
2	組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権を行使することができる。
3	組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。
4	組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。
5	第二項又は第三項の規定により議決権及び選挙権を使用する者は、第百七十八条及び第八十条第四項において準用する第二十九条第一項の規定の適用については、出席者とみなす。
6	代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。
7	代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。
8	前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を使用することが定款で定められることができない。
7	代理人は、代理権を証する書面を組合に提出して、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとのみなす。 (定款又は事業計画の変更)
2	組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。都道府県知事等の認可を受けた後で定める軽微な変更を除く。の認可の受けなければならぬ。
2	第一百七十条の規定は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の認可の受けなければならぬ。

3	第一百八十二条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。
2	組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権を行使することができる。
3	組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。
4	組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。
5	第二項又は第三項の規定により議決権及び選挙権を使用する者は、第百七十八条及び第八十条第四項において準用する第二十九条第一項の規定の適用については、出席者とみなす。
6	代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。
7	代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。
8	前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を使用することが定款で定められることができない。
7	代理人は、代理権を証する書面を組合に提出して、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとのみなす。 (定款又は事業計画の変更)
2	組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。都道府県知事等の認可を受けた後で定める軽微な変更を除く。の認可の受けなければならぬ。
2	第一百七十条の規定は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の認可の受けなければならぬ。

3	第一百八十二条 組合員及び総代は、定款に特別の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。
2	組合員は書面又は代理人をもつて、総代は書面をもつて、議決権及び選挙権を行使することができる。
3	組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。
4	組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。
5	第二項又は第三項の規定により議決権及び選挙権を使用する者は、第百七十八条及び第八十条第四項において準用する第二十九条第一項の規定の適用については、出席者とみなす。
6	代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。
7	代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。
8	前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を使用することが定款で定められることができない。
7	代理人は、代理権を証する書面を組合に提出して、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとのみなす。 (定款又は事業計画の変更)
2	組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。都道府県知事等の認可を受けた後で定める軽微な変更を除く。の認可の受けなければならぬ。
2	第一百七十条の規定は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の認可の受けなければならぬ。

かの権利（以下「非除却敷地持分等」といふ。）を与えることとなるものの氏名又は名称及び住所	有部分のある建物にあっては、専有部分を所有するための当該非除却マンション敷地の所有権又は借地権の共有持分（非除却マンション敷地に存する建物（専有部分のある建物を除く。）の敷地又はその借地権）
六 前号に掲げる者が有する分割実施敷地持分及びその価額	七 第五号に掲げる者に前号に掲げる分割実施敷地持分に対応して与えられることとなる非除却敷地持分等の明細及びその価額
八 第二号及び第五号に掲げる者で、その有する団地共用部分の共有持分に対応して、敷地分割後の団地共用部分の共有持分並びにその価額	九 第二号及び第五号に掲げる者で、この法律の規定により、敷地権利変換期日においてその有する団地共用部分の共有持分を失いかつ、当該共有持分に対応して、敷地分割後の団地共用部分の共有持分並びにその価額
十 第三号及び第六号に掲げる分割実施敷地持分について担保権等の登記に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利前号に掲げる者が除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上に有することとなる権利	十一 清算金の徴収に係る利子又はその決定方法
十一 清算金の徴収に係る利子又はその決定方法	十二 清算金の徴収に係る利子又はその決定方法
十三 敷地権利変換期日	十四 その他国土交通省令で定める事項
（敷地権利変換計画の決定基準）	（敷地権利変換計画は、関係権利者が現れる場合に十分の考慮を払って定めなければならない。
第一百九十二条 敷地権利変換計画は、関係権利者が現れる場合に十分の考慮を払って定めなければならない。	（敷地権利変換計画は、関係権利者が現れる場合に十分の考慮を払って定めなければならない。）

（除却マンション敷地及び非除却マンション敷地）	第一百九十三条 敷地権利変換計画においては、除却敷地持分が与えられるよう定めなければならぬ。
（除却マンション敷地となるべき土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に対する、ヨン敷地となるべき土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に対する、非除却敷地持分等が与えられるよう定めなければならない。）	第二百九十三条 敷地権利変換計画においては、除却敷地となるべき土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に対する、非除却敷地持分等が与えられるよう定めなければならない。
（認可の基準）	第一百九十六条 都道府県知事等は、第一百九十三条第一項後段の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当するとき、その認可をしなければならない。
（申請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと）	一 申請手續又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。
（敷地分割の衡平を害しないように定めなければならない。）	二 敷地分割決議の内容に適合していること。
（敷地権利変換計画における、それらの者の相互間の衡平を害しないように定めなければならない。）	三 分割実施敷地持分について先取特權等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。
（敷地権利変換計画における、それらの者の相互間の衡平を害しないように定めなければならない。）	四 その他基本方針に照らして適切なものであること。
（敷地権利変換計画の変更）	（敷地権利変換計画の変更）
（敷地権利変換計画においては、第一百九十九条第一項第二号に掲げる者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合は、当該団地共用部分は除却敷地持分を与えられることとなる者全員の共有に属するように定めなければならない。）	第一項第二号に掲げる者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合は、当該団地共用部分は除却敷地持分を与えられることとなる者全員の共有に属するように定めなければならない。
（担保権等の登記に係る権利）	第一項第五号に掲げる者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合は、当該団地共用部分は非除却敷地持分等を与えられることとなる者の所有（当該者が二以上あるときは、当該二以上の者の共有）に属するように定めなければならない。
（敷地権利変換の処分）	（敷地権利変換の処分）
（第三百九十四条 分割実施敷地持分について担保権等の登記に係る権利）	組合は、敷地権利変換計画を定め、又は変更しようとするとき（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、審査委員の過半数の同意を得なければならない。

（敷地権利変換の処分）	第二百九十七条 第一百九十条第一項後段及び第二項並びに前条の規定は、敷地権利変換計画を変更する場合（国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。）について準用する。
（第三百九十五条 第百九十九条第一項第三号、第四号又は第六号から第九号までの価額）	第三百九十八条 組合は、敷地権利変換計画を定め、又は変更しようとするとき（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、審査委員の過半数の同意を得なければならない。
（敷地権利変換の処分）	（第三百九十九条 組合は、敷地権利変換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は敷地権利変換計画において第一百九十七条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に關係事項を書面で通知しなければならない。
（敷地権利変換に関する処分）	（敷地権利変換に関する処分は、前項の通知をすることによつて行う。）
（敷地権利変換に関する処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。）	（敷地権利変換に関する処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。）

（敷地権利変換計画若しくはその変更（敷地権利変換期日に係るものに限る。以下この条において同じ。）の認可を受けたところ又は第六号から第九号までの価額）	第二百零一条 敷地権利変換期日において、敷地権利変換計画の定めるところに従い、分割実施敷地持分は失われ、除却敷地持分又は非除却敷地持分等は新たにこれらの権利を与えられるべき地権又は地上権の登記に係る権利が変換されることのないものは、敷地権利変換期日以後においても、なおお従前の土地に存する。この場合において、敷地権利変換期日前において、当該権利のうち地役権又は地上権の登記に係る権利が存していた分割実施敷地持分が担保権等の登記に係る権利の順位は、変わらないものとする。
（第二百零二条 敷地権利変換計画において定められた敷地分割後の団地共用部分の共有持分が区分所有法第六十七条第一項から第三項までの規定に適合しないとき、又は敷地権利変換計画において定められた敷地分割後の専有部分のある建物の敷地利用権の割合が区分所有法第二十二条第二項本文の規定に適合しないときは、敷地権利変換計画中その定めをした部分は、それぞれ区分所有法第六十七条第三項において準用する区分所有法第十四条第四項の規定による規約又は区分所有法第二十二条第二項ただし書の規定による規約とみなす。）	第二百零二条 敷地権利変換計画において定められた敷地分割後の団地共用部分の共有持分が区分所有法第六十七条第一項から第三項までの規定に適合しないとき、又は敷地権利変換計画において定められた敷地分割後の専有部分のある建物の敷地利用権の割合が区分所有法第二十二条第二項本文の規定に適合しないときは、敷地権利変換計画中その定めをした部分は、それぞれ区分所有法第六十七条第三項において準用する区分所有法第十四条第四項の規定による規約又は区分所有法第二十二条第二項ただし書の規定による規約とみなす。
（担保権等の移行）	第二百零三条 分割実施敷地持分について存する担保権等の登記に係る権利は、敷地権利変換期日以後は敷地権利変換計画の定めるところに従い、除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上に存するものとする。

(敷地権利交換の登記)

第二百四条 組合は、敷地権利交換期日後遅滞なく、分割実施敷地につき、敷地権利交換後の土地及びその権利について必要な登記を申請しなければならない。

2 敷地権利交換期日以後においては、分割実施敷地に關しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

(清算)

第二百五条 除却敷地持分、非除却敷地持分等又は敷地分割後の団地共用部分の共有持分の価額とこれらを与えた者がこれらに対応する権利として有していた分割実施敷地持分又は敷地分割前の団地共用部分の共有持分の価額とに差額があるときは、組合は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

(清算金の供託及び物上代位)

第二百六条 前条に規定する分割実施敷地持分が先取特権等の目的となつていたときは、これらの権利者の全てから供託しなくともよい旨の申出があつたときを除き、組合は、同条の規定により交付すべき清算金の交付に代えてこれを供託しなければならない。

2 第七十六条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により供託する場合について準用する。

この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項中「第一項から第三項まで」とあるのは、「第二百六条第一項」と同条第四項中「施行マンション」とあるのは、「分割実施敷地」と、同条第五項中「施行者」とあるのは、「第二百六十四条に規定する組合」と、「取得すべき者」と読み替えるものとする。

得すべき者は、(その供託が第二項の規定によるものであるときは、争いの当事者)とあるのは、同項の規定により供託された清算金

いた者は、同項の規定により供託するものとす。

(清算金の徴収)

第二百七条 第二百五条の規定により徴収すべき清算金は、敷地権利交換計画で定めるところにより、利子を付して分割して徴収することができる。

2 組合は、第二百五条の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む)を滞納する者があるときは、敷地権利交換計画で定めるところにより、利子を付して徴収することができる。

(処分、手続等の効力)

第二百八条 分割実施敷地、除却マンション敷地又は非除却マンション敷地について権利を有する者の変更があつたときは、この法律又はこの法律に基づく定款の規定により從前のこれらの法規に基づく定款の規定により從前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、從前のこれらの者に対する処分、手續その他の行為は、新たにこれらの人とみなす。

(代位による分筆又は合筆の登記の申請)

第二百九条 組合は、敷地分割事業の実施のために必要があるときは、所有者に代わって分筆又は合筆の登記を申請することができる。

(不動産登記法の特例)

第二百十条 分割実施敷地、除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

(関係簿書の備付け)

第二百十一条 組合は、国土交通省令で定めるところにより、敷地分割事業に関する簿書(組合員名簿を含む。次項において同じ。)をその事務所に備え付けておかなければならない。

利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があったときは、組合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(書類の送付に代わる公告)

第二百十二条 組合は、敷地分割事業の実施に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確認することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつたときは、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

第三節 敷地分割事業の監督等

第二百十三条 都道府県知事等は、組合に対し、その実施する敷地分割事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する敷地分割事業の円滑な実施を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(組合に対する監督)

第二百十四条 都道府県知事等は、組合の実施する敷地分割事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利交換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

この法律若しくはこれに基づく行政の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利交換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利交換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行つた場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利交換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合の処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。

都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないときは又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、敷地権利交換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事等は、第百七十八条において準用する第二十八条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第百八十一条第四項において準用する第二十八条第三項の規定により総代から総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様

(組合に対する報告、勧告等)

第二百十五条 国及び地方公共団体は、組合に対し、敷地分割事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(技術的援助の請求)

第二百十六条 組合又は組合を設立しようとする者は、国土交通大臣及び都道府県知事等に対し、敷地分割事業の実施の準備又は実施のため取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

(資金の融通等)

第二百十五条 国及び地方公共団体は、組合に対し、敷地分割事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(第六章 雜則)

第二百十七条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により一定期間内に差し出すべき意見書その他の文書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で差し出されたときは、送付に要した日数は、期間に算入しない。

者の、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十一条、第十二条、第十三条、第三十一条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十六条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。）、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十七条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の二の改正規定に限る。）及び第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（第四条第三項）を「第四条第四項」（環境基本法第十六条及び第四十条の二の二の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条第四項の改正規定（第四条第三項）を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四十九条から第四十九条まで、第五十五条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十七条、第七十二条第一項から第八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百七十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二及び第一百二十三条第二項の規定（平成二十四年四月一日（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

二号の施行の日前である場合には、第一百五十九条のうちマンションの建替えの円滑化等に関する法律第一百二十条第一項の改正規定中「第四十一条第一項第三号」とあるのは、「第四十九条第一項第三号」とする。
前項の場合において、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律附則第十三条のうちマンションの建替えの円滑化等に関する法律第一百二十条第一項の改正規定中「第一百二十条第一項」とあるのは、「第一百二十条第一項第一号」とする。

項若しくは第六項、第四十一条の二第三項若しくは第四項、第四十二条、第四十五条第一項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一項、第三項、第六項若しくは第七項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十七条第一項、第九十四条第一項若しくは第三項、第七条第二項、第九十八条又は第九十九条第一項から第三項までの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれら規定により当該市長が行つた認可その他の行為又は当該市長に対し行った認可の申請その他の行為とみなす。

第二百五十六条の規定の施行前に旧マンション建替え円滑化法第二十五条第一項若しくは第五十一条第六項の規定により都道府県知事に対し届出をし、又は旧マンション建替え円滑化法第四十二条の規定により都道府県知事の承認を得なければならぬこととされている事項のうち新マシンション建替え円滑化法第二十五条第一項若しくは第五十一条第六項の規定により市長に対し届出をし、又は新マンション建替え円滑化法第四十二条の規定により市長の承認を得なければならぬこととなるもので、第二百五十六条の規定の施行前にこれらの手続がされていないものについては、第二百五十六条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対しても届出をし、又は市長の承認を得なければならぬこととされた事項についてその手續がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

（施行期日）
附 則（平成二六年六月一三日法律第六
九号）抄

（経過措置の原則）

第五条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴え提起については、なお従前の例による。

（この法律の規定による改正前の法律の規定）

（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができるないとされるものの取消しの訴え提起については、なお従前の例による。

（不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴え）

第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一条 附則第五条から前条までに定めるもの（ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

附 則 (平成二十六年六月二十五日法律第八
○号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中にマンション敷地売却組合という文字を用いている者については、この法律による改正後のマンションの建替え等の円滑化に関する規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年六月二日法律第四十五
号) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年七月一三日法律第七
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三百三条の一、第三百三条の三、第三百六十七条の二、第三百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年七月一三日法律第七
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十条及び第三十一条の規定

の日

二 及び三 略

四 第二条並びに附則第十条、第十三条、第十
四条、第十七条、第十八条及び第二十三条か
ら第二十六条までの規定

公布的日から起算

して二年を超えない範囲内において政令で定め
れる日

(政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定
める。

附 則 (平成二十六年六月二十五日法律第八
号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(各号に定める日から施行する。)

一 から四まで 略

五 次に掲げる規定

令和四年四月一日

イ 略

ロ 第三条の規定

(同条中法人税法第五十二

条第一項の改正規定

(同項第一号に係る部

分を除く。) 及び同法第五十四条第一項の改
正規定を除く。) 並びに附則第十四条か
ら第十八条まで、第二十条から第三十七条ま
で、第二百三十九条(地価税法(平成三年
法律第六十九号)第三十二条第五項の改正
規定に限る)、第二百四十三条、第二百五十条
(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)第二百六十条の二第十六項の改正規定
に限る)、第二百五十五条から第二百五十六条
まで、第二百五十九条から第二百六十二条ま
で、第二百六十三条(銀行等の株式等の保有
の制限等に関する法律(平成十三年法律第
一百三十一号)第五十八条第一項の改正規定
に限る)、第二百六十四条、第二百六十五条及
び第二百六十七条の規定

改正規定

(同条第十項の改正規定を除く。) 並びに同法
第一百九条の改正規定並びに同法第一百十条
各号、第二百十三条、第二百十四条第一項及び第
二項並びに第二百十五条の改正規定並びに附則
第三条第二項の規定

公布の日から起算して一年六月を超えない範
囲内において政令で定める日

三 第二条中マンションの建替え等の円滑化に
関する法律第一条の改正規定

(同条中「倒
壊」の下に「老朽化したマンションの損
壊」を加える部分に限る)、同法第二十二条の
改正規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)
、同法第六条の改正規定、同法第八条の規
定

定

公 布 の 日

四 第二条中マンションの建替え等の円滑化に
関する法律第一条の改正規定

(同条中「倒
壊」の下に「老朽化したマンションの損
壊」を加える部分に限る)、同法第二十二条の
改正規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)
、同法第六条の改正規定、同法第八条の規
定

改 正 規 定

(同条第十項の改
正規定を除く。) 並びに同法第一百十条
各号、第二百十三条、第二百十四条第一項及び第
二項並びに第二百十五条の改正規定並びに附則
第三条第二項の規定

公布の日から起算して一年六月を超えない範
囲内において政令で定める日

五 第二条中マンションの建替え等の円滑化に
関する法律第一条の改正規定

(同条中「倒
壊」の下に「老朽化したマンションの損
壊」を加える部分に限る)、同法第二十二条の
改正規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)
、同法第六条の改正規定、同法第八条の規
定

改 正 規 定

(同条第十項の改
正規定を除く。) 並びに同法第一百十条
各号、第二百十三条、第二百十四条第一項及び第
二項並びに第二百十五条の改正規定並びに附則
第三条第二項の規定

公布の日から起算して一年六月を超えない範
囲内において政令で定める日

六 第二条中マンションの建替え等の円滑化に
関する法律第一条の改正規定

(同条中「倒
壊」の下に「老朽化したマンションの損
壊」を加える部分に限る)、同法第二十二条の
改正規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)
、同法第六条の改正規定、同法第八条の規
定

改 正 規 定

(同条第十項の改
正規定を除く。) 並びに同法第一百十条
各号、第二百十三条、第二百十四条第一項及び第
二項並びに第二百十五条の改正規定並びに附則
第三条第二項の規定

公布の日から起算して一年六月を超えない範
囲内において政令で定める日

七 第二条中マンションの建替え等の円滑化に
関する法律第一条の改正規定

(同条中「倒
壊」の下に「老朽化したマンションの損
壊」を加える部分に限る)、同法第二十二条の
改正規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)
、同法第六条の改正規定、同法第八条の規
定

改 正 規 定

(同条第十項の改
正規定を除く。) 並びに同法第一百十条
各号、第二百十三条、第二百十四条第一項及び第
二項並びに第二百十五条の改正規定並びに附則
第三条第二項の規定

第一 条 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二年を超
えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

当該各号に定める日から施行する。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第
二条の規定による改正前のマンションの建替え
等の円滑化に関する法律第百二条第一項の認定
を受けたマンションは、第二条の規定による改
正後のマンションの建替え等の円滑化に関する
法律第百二条第一項(同条第二項第一号に係
る部分に限る)の認定を受けたマンションとみ
なす。

この法律の施行の際現にその名称中に敷地分
割組合という文字を用いている者については、
第二条の規定による改定後のマンションの建替
え等の円滑化に関する法律第百六十七条第二項
の規定は、この法律の施行後六月間は、適用し
ない。

当該各号に定める日から施行する。

第一 条 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二年を超
えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

当該各号に定める日から施行する。

合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したもの戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

（施行期日）
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定
二 公布の日